

平成26年度決算に基づく健全化判断比率 および資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況をお知らせします。

【健全化判断比率】

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	10.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

【資金不足比率】

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足率(%)	備考
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地開発事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。

2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載します。

※令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）

用語説明……

■実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模（標準的な経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

■連結実質赤字額

町の全部の会計の赤字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

■実質公債費比率

一般会計における地方債の元利償還金と特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金（準元利償還金という。）のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額※に対する比率の3年間（平成24、25、26年度）の平均の数値です。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額です。

■将来負担比率

一般会計における地方債の残高や特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額（特別職を含む。）、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

■資金不足比率

一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。

■早期健全化基準

地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

■財政再生基準

地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。

■経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

【健全化判断比率などの摘要範囲】

区 分		広 野 町	
普通会計	①一般会計等	一般会計	
公営事業 会 計	②公営企業会計以外の公営事業会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	
	③公営企業会計	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 土地開発事業特別会計	
	一部事務組合・ 広域連合	双葉地方広域市町村圏組合 双葉地方水道企業団 福島県市町村総合事務組合 福島県後期高齢者医療広域連合	
	地方公社・ 第三セクター等	双葉地方土地開発公社 社会福祉法人広葉会（リリー園）	

平成27年11月15日執行

福島県議会議員一般選挙 広野町議会議員一般選挙

福島県議会議員一般選挙（白色に黒刷の投票用紙）

広野町議会議員一般選挙（クリーム色に黒刷の投票用紙）

の投票日は**11月15日（日）**です。



■投票所

【広野町役場】

住 所：広野町大字下北迫字苗代替35
投票時間：午前7時～午後7時

【いわき市中央台高久第四仮設住宅集会所】

住 所：いわき市中央台高久2-29-1
投票時間：午前7時～午後6時

■投票所入場券

入場券は、11月5日（木）ごろに届くように発送する予定です。

なお、入場券を紛失した、入場券がない（届かない）など、入場券を持たずに投票所に来た場合でも、選挙人名簿に登録されている人であれば、本人確認をした上で投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

■期日前投票所

後日発送する「投票所入場券」をご持参の上、下記のいずれかの期日前投票所にお越しください。

※期日前投票所で宣誓書に署名が必要です。

投票所入場券をご持参いただくと、スムーズに受け付けることができます。「投票所入場券」がなくても投票できますが、本人確認を行います。

※期日前に投票しようとする人は、投票しようとする日に満20歳となっていることが必要です。

下表のいずれかの期日前投票所において投票することができます。

場 所	期 間	時 間
広 野 町 役 場	11月6日（金）～14日（土）	午前8時30分～午後8時
いわき市常磐迎第二仮設住宅集会所	11月6日（金）・7日（土）の2日間	午前10時～午後7時
いわき市四倉鬼越仮設住宅集会所	11月8日（日）・9日（月）の2日間	
いわき市中央台高久第四仮設住宅集会所	11月14日（土）	

問い合わせ先 広野町選挙管理委員会

住 所：〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35

電 話：0240-27-2111 ホームページ：<http://www.town.hirono.fukushima.jp/>